

西区浅間町土地活用事業における事業者公募に向けて 企業等の皆さまとの「対話」を実施します

～公民連携による課題解決型公募手法の実施～

横浜市では、本市保有土地（西区浅間町）を効果的に活用することにより、地域課題の解決を図ることを目的とした事業者公募を今後予定しています。

事業者公募に先立ち、不動産市場の動向や民間の意向等を把握しながら、公募に向けた条件整理に役立てることを目的に、本市で検討している導入予定施設や事業方式等について、企業をはじめとする民間事業者の皆さまとの対話を実施しますので、御参加ください。

なお、この対話を通じて、企業等の皆さまと本市とのコミュニケーションが図られ、より参入しやすい公募条件が整理されることや、本市の公募の意図をより理解していただけることが期待されます。

<課題解決型公募手法の流れ>



※事業者公募は、平成 25 年度の実施を予定しています。

● 対話の実施（アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。）

（1）日時・場所

平成 24 年 9 月 18 日（火）～28 日（金）で 30 分～1 時間程度…申込み後、個別に調整
市役所内又は周辺会議室（関内近辺）

（2）対象者

事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

（3）対話の内容及び実施方法

次ページ以降参照

● 対話参加の申込み（事前申込制）

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、期間内に下記申込先へ御提出ください。なお、件名は【対話参加申込】としてください。

<申 込 先> 横浜市政策局共創推進課 公有資産利活用担当

E-mail: ss-pre@city.yokohama.jp

<申 込 期 間> 平成 24 年 8 月 8 日（水）～9 月 5 日（水）午後 5 時

● 事前説明会の開催（事前申込制）

当該土地の概要及び対話の実施方法について、事前の説明会を開催します。参加を希望される方は、期日までに上記申込先へEメールにて御連絡ください。なお、件名は【説明会参加申込】としてください。あわせて参加人数も御連絡ください。

<日時・場所> 平成 24 年 8 月 7 日（火）午前 10 時～12 時

神奈川自治会館 3 階 301 会議室（横浜市中区山下町 75 番地）

<申 込 期 日> 平成 24 年 8 月 6 日（月）午前 10 時

1 事業用地の概要 及び 公募要項における基本事項（対話時点案）

（1）事業用地の情報

所在及び交通	横浜市西区浅間町 5-375-1 相鉄本線「西横浜」駅から徒歩 10 分
土地面積	1,339.37 m ² （公簿面積）
都市計画による制限	用途地域：商業地域、建ぺい率／容積率：80％／400％ 高度地区：第 7 種高度地区、防火・準防火地域：防火地域
地域まちづくりの計画	街づくり協議地区：岡野・西平沼地区街づくり協議地区
土壌汚染の有無	※現在調査中であり、事業者公募段階において確定します。
図面	位置図（資料 1）

（2）地域課題

- ・旧建物廃止に伴うコミュニティハウス（図書室機能中心）の廃止により、地域コミュニティ拠点機能の早期回復が望まれている。
- ・高齢化が進行する中で、高齢者が多世代の方々と交流しながら、地域で住み続けられる住環境の整備が望まれている。

（3）地域課題解決に向けて導入を予定する施設

- ① 交流スペース（地域利用が可能なもの、200 m²程度）
- ② コミュニティハウス（図書室機能中心、300 m²程度、本市への賃貸、1,000 円/m²・月程度の低廉家賃）
- ③ 高齢者向け住宅を含む施設（テナントや共同住宅等を組み合わせたものも可）

（4）事業方式

土地売却方式を基本としますが、定期借地方式での提案も可とします。

（5）応募資格

事業の実施に必要な免許、知識、経験・実績、資力、信用及び技術力を有していることのほか、その他の条件を公募要項に記載します。

2 対話内容（当日の対話において、お聞きしたいと考えている事項です。）

事業者公募における条件については、上記＜公募要項における基本事項＞の内容を想定しています。対話では、主に以下の項目について御意見をお聞かせください。併せて当該事業用地の市場性など、今後の公募において参考となる事項についてもお聞かせください。

【主な対話内容】

ア. 交流スペースの設置（200 m²程度、地域利用が可能なもの）

- ①設置の可能性
- ②設置可能面積
- ③管理・運営の方法
- ④所有形態（共用・占有）

イ. コミュニティハウス部分の賃貸（図書室機能中心、300 m²程度、1,000 円/m²・月程度の低廉家賃）

- ①本市への賃貸の可能性
- ②賃貸可能面積
- ③賃料
- ④賃貸期間
- ⑤所有者（貸主）

ウ. 高齢者向け住宅の設置（例：サービス付き高齢者向け住宅等）

- ①設置の可能性
- ②種類
- ③想定規模

エ. ア～ウに加えて設置を想定する施設（例：店舗や事業所、ファミリー向け住宅等）

- ①種類
- ②想定規模

オ. 事業方式（土地売却方式又は定期借地方式）

- ①各方式の可能性
- ②価格水準（土地代金又は賃料）
- ③定期借地方式の場合の期間

カ. 事業全体のコンセプト等

地域との関係性も含み、個々の導入施設がどのような関連性を持ち、相乗効果を生むか等

3 留意事項（必ず御覧の上、御参加ください。）

（1）参加の扱い

- ・対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

（2）対話に関する費用及び説明資料の提出

- ・対話への参加に要する費用は、参加企業等の負担とします。
- ・説明資料の提出は求めません。ただし、必要だと考える場合は、御持参して結構です。

（3）追加対話への協力

- ・必要に応じて追加対話（文書照会含む）を行うことがあります。御協力をお願いします。

（4）実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要をHP等で公表します。
- ・公表にあたっては、事前に参加企業等に内容の確認を行います。
- ・参加企業等の名称は、公表しません。

（5）参加除外条件

- ・次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

4 対話実施の担当課（当日は、次の各課により対話をさせていただきます。）

横浜市 西区 区政推進課
財政局 資産経営課
市民局 地域施設課
政策局 共創推進課（対話実施に関する調整・連絡担当課）

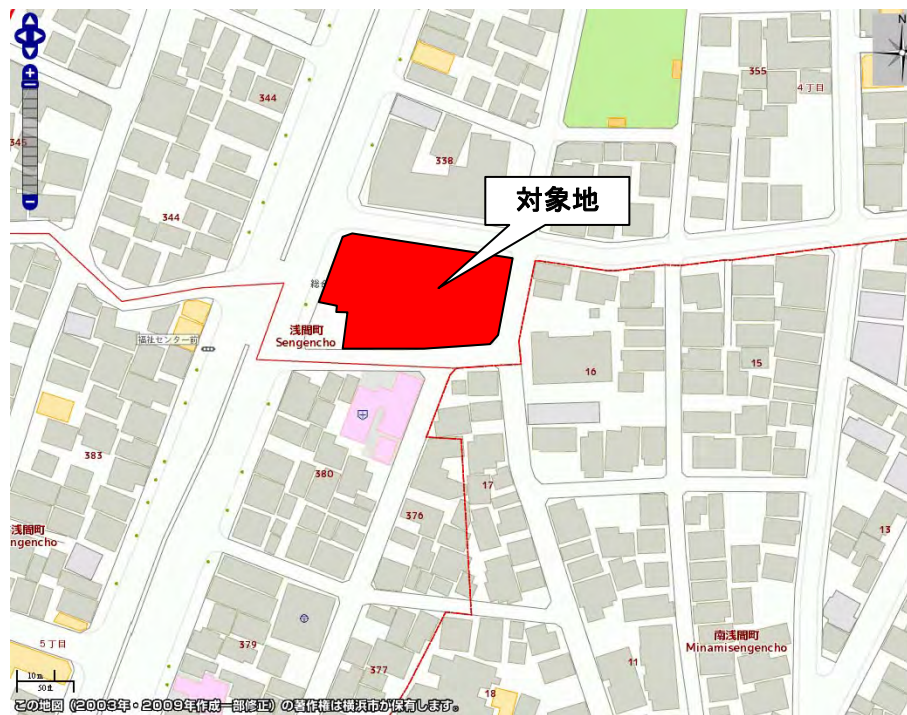
5 参加申込み・その他連絡先

課・担当	横浜市 政策局 共創推進課 公有資産利活用担当
所 在	〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 市庁舎 7階
電話・FAX	045 (671) 2226 / 045 (664) 3501
E-mail	ss-pre@city.yokohama.jp
ホームページ	http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/pre/

<位置図>



<拡大図>



用途地域など都市計画による制限内容、建築基準法道路種別などは、「i-マップ」で確認してください。

<URL> <http://www.city.yokohama.lg.jp/>